



登録番号 (31) 7
令和2年3月5日 おしらせ No. 41
発行 東京都第一市街地整備事務所

〒104-0054 中央区勝どき1-7-3
第一市街地整備事務所ホームページ
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/daiichiseibi/index.html>

換地処分の公告を行いました

日頃より、東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

過日お届けした「換地処分通知」が、関係権利者の皆様に到達したことを確認し、令和2年2月28日、東京都公報に「換地処分の公告」を行いましたのでお知らせいたします。

(東京都公報のホームページでご覧いただけます。<http://www.tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/>)

換地処分の公告の翌日(2月29日)に、従前の土地の権利が換地処分後の土地(換地)に移行し、換地の権利及び清算金の額が確定しました。今後、地番が新しくなります。

また、換地処分公告により、区画整理施行地区内における建築行為等については、土地区画整理法第76条の許可が不要となります。

今後のスケジュール

令和2年
2月28日

換地処分公告

・換地処分の公告の翌日に、従前の土地の権利が換地に移行し、清算金額が確定します。

令和2年度
秋頃完了予定

土地・建物の登記等の
書き換え

・施行者が登記所に囑託し、土地・建物の登記を換地計画の内容に書き換えます。(所在、地番、地目、地積及び家屋番号)

令和2年度
秋頃の予定

清算金の額の通知

・権利者の皆様に清算金の額を通知し、徴収・交付に必要な書類を発送します。

令和2年度
冬頃の予定

清算金の徴収・交付

・清算金の徴収・交付の事務を開始します。

登記事務の一時停止について

- ◆ 換地処分の公告の翌日から、登記の書き換え作業を行います。
- ◆ 書き換え作業中は、施行地区内の所有権移転、権利の設定等の一般の登記事務が停止されます。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。
- ◆ 登記の書き換えが完了する時期については、具体的になっておりませんので、分かり次第、権利者の皆様にあらためてお知らせいたします。
また、登記の完了を東京都公報で公告します。

清算金の徴収・交付事務にご協力ください

換地処分の公告により、「換地処分通知」に記載した清算金の額が確定しました。

- ◆ 清算金の額の通知と同時に、清算金の徴収・交付に必要な書類を令和2年度秋頃に発送する予定です。書類が届きましたら、必要な手続きに応じて書類を提出していただくようお願いいたします。
清算金の徴収（分割第1回目）及び交付は、令和2年度冬頃を予定しています。
- ◆ 清算金が交付となる土地に抵当権等の担保権が設定されている場合は、令和2年度夏頃、東京都から担保権者に対し、清算金の交付について照会します。
- ◆ 換地処分の公告の日における土地所有者及び借地権者等以外の方が清算金を納付する場合、または清算金を受け取る場合は手続きが必要になります。手続きに必要な書類は、管理課調査清算担当で用意していますので、ご連絡ください。
- ◆ 清算金額の通知や必要書類等を確実にお届けするため、転居等で住所が変更になった場合は、管理課調査清算担当までご連絡ください。
- ◆ 詳しくは、「換地処分通知」と一緒にお送りした冊子「換地処分通知のご案内」をご覧ください。

問い合わせ先

清算金の徴収・交付事務に関すること	管理課調査清算担当	03-3534-3405
換地処分に関すること	事業課瑞江駅西部換地担当	03-3534-3420
		(令和2年3月31日まで)
	事業課計画担当	03-3534-3419
工事に関すること	工事課工務担当	03-3534-3442